



政治的教養を育む教育 推進のためのガイドライン

令和6年4月

大阪府教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	政治的教養を育む教育のねらい	
1	選挙の具体的な仕組みや公職選挙法などに関する知識・理解	2
2	現実の具体的な政治的事象を取り扱う実践的な学習活動	2
III	政治的教養を育む教育の実施	
1	政治的教養を育むための指導	3
2	指導計画の作成	4
3	特別活動において実施する場合の指導案例	7
IV	政治的教養を育む教育における指導上の留意点	
1	生徒の選挙運動や政治活動	9
2	実践的な学習活動実施にあたっての政治的中立の確保	17
3	障がいのある生徒への指導	19
4	外国籍の生徒への配慮（選挙権を有しない生徒への配慮）	21
V	学校外部の関係機関等との連携	23
VI	府立学校における「政治的教養を育む教育」の実践事例	
1	府立門真なみはや高等学校	25
2	府立西淀川高等学校	27
3	府立旭高等学校	29
4	府立市岡高等学校	31
5	府立たまがわ高等支援学校	33
VII	政治的教養を育む教育の推進に関するQ&A	35
VIII	参考資料	38
IX	おわりに	39

I はじめに

教育基本法第14条第1項において「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と明記されており、国家・社会の形成者として必要な政治的教養を育むことは、学校教育の目的のひとつであるといえます。これまで学習指導要領に基づき、小中学校の社会科や高等学校の公民科などを中心に政治的教養を育む教育が行われてきたところですが、平成27年6月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられることを契機に、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質と能力を育んでいくことが、より一層求められています。

国においては、生徒向けの副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」及び教師用指導資料（以下、副教材、指導資料と呼ぶ）を作成し、すべての高等学校、支援学校高等部に配付しました。その副教材には、選挙の実際や政治の仕組みについての解説、すべての教科などにおいて取り入れたい話合いの手法や、選挙管理委員会などと連携した模擬選挙や模擬議会などの実践的な学習活動が紹介されています。

また、国は昭和44年の通知「高等学校における政治的教養と政治的活動について」を廃止し、平成27年10月に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」を新たに発出しました。この通知には、政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施するとともに、指導にあたっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱うなど、より一層具体的かつ実践的な指導を行うことが示されています。

政治的教養を育む教育については年齢や国籍にかかわらず、すべての生徒に、自らの意見を正しく表明する力や、他の生徒の意見も十分に聞きこれを尊重する態度、そして政治的な知識や社会に参加する姿勢を育む指導を、授業や特別活動などの様々な機会を活用して行うことが重要です。また、障がいの状況に応じて投票を支援する様々な制度があることについても理解を深めることが必要です。

これらのことを踏まえ、府教育委員会では、各学校において国の副教材が十分に活用されるよう、活用方法や指導上の留意点などについて本ガイドラインに取りまとめました。

各学校においてはガイドラインを活用し、生徒が政治や選挙に関する理解を深め、社会の諸課題を協働的に追求し解決する力などを身に付けることができるよう、政治的教養を育む教育の充実を図っていただくよう願います。

大阪府教育委員会

本ガイドラインでは、基本的には「政治的教養を育む教育」、「政治活動」、「政治的中立」という単語を用いていますが、法律や国の通知にあわせて「政治的教養の教育」、「政治的活動」、「政治的中立性」という単語を用いている場合もあります。

II 政治的教養を育む教育のねらい

政治的教養を育む教育においては、すべての生徒が以下のような知識や能力を身に付けることが求められています。特に、実践的な学習活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうまいよう、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に認識しつつ指導を行うことが重要です。(指導資料6頁～8頁参照)

1 選挙の具体的な仕組みや公職選挙法などに関する知識・理解

公職選挙法の改正により、満18歳以上の者が選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的に可能となります。選挙運動は、高等学校等に在学する生徒においても尊重されるべき活動であり、政治に参加する意義や選挙制度、具体的な選挙運動の方法などについて理解させることが求められます。

また、選挙権年齢の引下げにより、同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動を行うことができる一方で、17歳の生徒は満18歳となった生徒と一緒に選挙運動を行うことができません。

知らず知らずのうちに公職選挙法に違反することがないように、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることをはじめ、公職選挙法において特に気を付けるべき事項について、すべての生徒が正しく理解することが求められます。

2 現実の具体的な政治的事象を取り扱う実践的な学習活動

政治的教養を育む教育を実施するにあたっては、学校の政治的中立を確保しつつ、生徒が政治や選挙に関する理解を深め、国や地域の課題を理解し、多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを十分に聞きながら、合意形成を図っていくことができるような具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています。公民科はもとより、各教科、「総合的な探究の時間」などにおいて、話し合いや討論などを通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めること、また、模擬選挙や模擬議会などの活動を取り入れることが求められます。

また、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、学習したことを活用して解決策を考える学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学びなどに取り組むことで、

- 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

を生徒に身に付けさせることが期待されています。

Ⅲ 政治的教養を育む教育の実施

各学校においては、以下のとおり、政治的教養を育む教育を実施してください。

1 政治的教養を育むための指導

(1) 指導を行う教科・科目等

国が作成した副教材及び指導資料は、公民科の教員はもとより、すべての教員の指導の中で活用されることが期待されています。

- 公民科「公共」「政治・経済」または学校設定教科・科目
- 「総合的な探究の時間」や特別活動 など

(2) 指導内容・指導時期・指導時間数

① 知識・理解に関する内容

1年次終了までに、次の内容について1単位時間以上指導すること。

- 「政治に参加する意義、選挙の仕組み、選挙制度についての理解」
(副教材「解説編」6頁～19頁)
- 「政治の仕組みについての理解」 (副教材「解説編」20頁～29頁)
※副教材「参考編(Q&A等)90頁～100頁」も活用すること。

② 実践的な学習活動に関する内容

2年次終了までに、次の内容から4単位時間以上指導すること。

- 「民主政治と話し合い(話し合い、発表等を用いた実践的な学習活動)」
(副教材「実践編」30頁～37頁)
- 「政策についての話し合い、ディベート等の実践的な学習活動」
(副教材「実践編」38頁～49頁)
- 「模擬選挙、模擬請願、模擬議会の実践的な学習活動」
(副教材「実践編」50頁～89頁)

<指導方法例>

- 1限目：話し合いや発表のための調べ学習(情報収集)
- 2限目：調べ学習のまとめ(資料作成)
- 3限目：話し合いや発表(プレゼンテーション)
- 4限目：まとめ(質疑応答・振り返り)

※ 指導内容について、支援学校高等部(準ずる課程を除く)においては、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて設定すること。



2年次終了までに計5単位時間以上指導すること。

2 指導計画の作成

政治的教養を育む教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施することが求められています。

指導計画を作成するにあたっては、どの教科・科目等で指導を行うのか、また、どの時期にどのような方法で指導するのが最も効果的であるかを各校において十分に検討することが必要です。

(1) 指導計画作成上の留意点

- 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際には、副教材の活用場面を想定しておくこと。
- 「総合的な探究の時間」や特別活動等で指導を行う際には、公民科の指導との関連を踏まえておくこと。
- 選挙管理委員会など、学校外部の関係機関等と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際には、留意すべき点を明確にしておくこと。

※指導資料 12 頁～17 頁参照

(2) 指導計画の様式と提出時期

- 様式・提出
指導計画（様式）（8 頁）により、府立高校は高等学校課、府立支援学校は支援教育課に提出
- 提出時期
指導計画の提出時期は、別途通知による。

（参考）「総合的な探究の時間」の実施計画書の提出は 11 月末、各教科・科目の「指導と評価の年間計画（シラバス）」の提出は 3 月下旬です。

(3) 指導計画の記入について

指導計画（様式）への記述内容については、以下のとおりです。

<ねらい>

学習のねらいについて、以下の①～⑤の中から選んで番号を記入する。

- ① 政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解する。
- ② 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）を育む。
- ③ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育む。
- ④ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力を育む。
- ⑤ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育む。

（指導資料 21 頁～24 頁参照）

<学年>

指導学年を記入する。

<月>

指導月を記入する。

<科目等>

指導科目等を記入する。

<時間>

50 分を 1 単位時間とした配当時間数を記入する。なお、「45 分授業」を行っている学校においては、45 分を 1 単位時間とした配当時間を記入すること。

<知識・実践>

指導内容が「① 知識・理解に関する内容」の場合は「知識」と、「② 実践的な学習活動に関する内容」の場合は「実践」と記入する。

<指導内容>

指導内容、形態、方法や手法、他教科や外部機関との連携について記述する。

<副教材の関連ページ>

使用あるいは参考にした副教材のページを記入する。

(4) 指導計画の記入例

【指導計画（様式）・記入例】

「政治的教養を育む教育」指導計画（様式）

学校名 _____

ねらい	学年	月	科目等	時間	知識・実践	指導内容	副教材の関連ページ
①	1	5	公共	1	知識	授業において、公民科の教員により、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組み、選挙運動に関する注意事項について説明する。	6-29, 90-100
② ③ ④		10	公共	2	実践	選挙管理委員会から直近の当該選挙における選挙公報を入手して、新聞記事等から大阪府（学校あるいは自宅のある市町村）の課題を班別にまとめて話し合い、近い将来の選挙において候補者を選ぶ際の基準について自分の考えをまとめる。	52-57
② ③ ④		10	特別活動	1	実践	大阪府（学校あるいは自宅のある市町村）の課題を班別に発表し、質疑応答を行う。	32-49 52-57
② ④ ⑤		11	公共	1	実践	班別発表の内容を振り返った後、「若者の投票率を上昇させるにはどのような政策をとればよいか」というテーマで話し合う。	32-49
	2						

<ねらい>

- ① 政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解する。
- ② 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）を育む。
- ③ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を育む。
- ④ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力を育む。
- ⑤ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育む。

3 特別活動において実施する場合の指導案例

(1) 高等学校における指導案例

以下は、特別活動において「① 知識・理解に関する内容」を実施する指導案の例です。

学習指導要領に示されている特別活動の目標「望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」を踏まえています。「総合的な探究の時間」や特別活動には固有の目標があることに留意し、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう計画を立てることが必要です。

教科等	科目	開設学年 (年次)	単位時間数	教材名等
特別活動	—	1	1～2時間	「私たちが拓く日本の未来」
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の具体的な仕組み、選挙や政治の意義について理解する。 望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画するための基本的な知識を身に付け、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度や健全な生活態度を育てる。 			
到達目標に向けての 具体的な取組 【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の意見や発言を求めながら進める。 特別活動の目的に鑑み、ワークの時間を適切に確保する。 			
テーマ	指導内容	副教材 関連ページ		
「選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられる」 【講義】	どのような選挙に投票するのか？【講義】 市町村長、市町村議会議員、府知事、府議会議員、国会議員（衆議院議員、参議院議員） ・投票や選挙のルールは公職選挙法で定められている ・選挙ではないが国民審査、住民投票もある	P8, P9		
	選挙の原則【講義】 普通選挙権、一票の平等、直接選挙、間接選挙、投票の秘密			
	満18歳になるまで選挙運動はできない【講義】 (Q5～13を適宜紹介)	P94～ P100		
	「選挙をする」とは代表に委ねること（間接民主制）【講義】 ・「どの程度委ねるか」にはいろいろな考え方が ・ホームルーム活動や生徒会活動にも通じるものがある 「クラスの決定をクラス代表にどの程度委ねるのか」 「クラス代表はクラスの意見をどの程度尊重するのか」	P20		
身近なところでも行われている「政治」 【講義、ワーク】	2人で意見が対立したときにはどうするのか【ペアワーク】 <例>強制する、強制される、説得する、説得を受け入れる、妥協する、合意まではいかなくても協調する（協調＝利害の対立した者同士が、おだやかに問題を解決しようとする）			
	話し合いの基本（と民主政治）【講義】	P32		
	ホームルーム教室を清掃する方法を考える【グループワーク】			
	自分の意見を学校の教育活動によりよく反映させる方法を考える【個人ワーク等】 ・選挙以外の社会参画の方法を考える契機になる			
まとめ【講義】	日常生活のあらゆる決定場面において、他人任せにするのではなく、自分の意思を示し、決定に積極的に関わる機会をもつことが肝要	P6, P7		

(2) 支援学校（生活課程）における指導事例

以下は、特別活動において「① 知識・理解に関する内容」を実施する指導案の例です。

指導にあたっては、個々の生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導することが必要です。

教科等	科目	開設学年 (年次)	単位時間数	教材名等
特別活動	—	1	1～2時間	選挙や投票の仕組み
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 私たちの生活には地方公共団体や国の政治の働きが関係していることを理解し、政治や選挙への関心を高める。 選挙の具体的な仕組み、投票の仕組みについて理解する。 			
到達目標に向けての具体的な取組【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> 生徒一人ひとりの発達の段階や障がいの状態、経験の程度等に十分に配慮する。 生徒の意見や発言を求めながら進める。 実際の選挙や投票を分かりやすく説明するために、学校生活において興味関心の高い給食を題材としてとりあげ、視覚的な資料を多くする。 			
テーマ	指導内容	副教材 関連ページ		
選挙権や選挙について[講義]	18歳になればできることを知る 自動車の運転免許、選挙権など	P6, P7		
	<ul style="list-style-type: none"> 18歳になれば選挙権があることを知る 政治や選挙とは 日本の首相やアメリカの大統領、議員など政治を行う公職について 決まりや法律について 選挙で選ぶ議員や首長 国の選挙－国会議員（衆議院議員、参議院議員）選挙 地方の選挙－府知事・市町村長選挙、府議会議員選挙、 市町村議会議員選挙 学校の選挙－生徒会選挙	P8, P9		
身近なテーマを用いた投票[ワーク]	投票で給食のリクエストメニューを決める	P15, P16		
	<ul style="list-style-type: none"> 各クラスの意見を取りまとめる代表者をクラス内で投票で決める 学年集会で、クラスの代表者が各クラスの意見を主張したり、ポスター等に描いて発表する 生徒は演説やポスターを参考にして、各自が良いと思ったメニューを投票によって選び、学年の給食のリクエストメニューを決定する 投票により給食のリクエストメニューが決定することを通して、多数決の意味について理解する 			
まとめ	身近な物事の決定の場面でも、友達の意見を聞いたうえで、自分の意見をもって主張し、決定に積極的に関わることが大切	P6, P7		

IV 政治的教養を育む教育における指導上の留意点

各学校においては、以下のことに留意しながら政治的教養を育む教育を実施してください。

1 生徒の選挙運動や政治活動

(1) 学校の構内及び構外における生徒の選挙運動や政治活動

今回の法改正は、将来の我が国を担っていく若い人々の意見を、現在と将来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒の主体的な社会参加が一層期待されます。

国の通知においては、満 18 歳以上の生徒が選挙運動期間中に選挙運動できるようになったことに伴い、放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動については、高等学校等はこれを尊重することとなること、また、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであることが示されています。

一方で、以下のとおり、学校の構内では生徒の選挙運動や政治的活動は制限、禁止されることや、構外の活動といえども指導が必要となる場合があるということが従来と変わりなく示されています（平成 27 年 10 月 29 日 文部科学省通知）。

学校 構内	教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動における選挙運動や政治的活動	生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについては、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき政治的中立性が確保されるよう、 <u>高等学校等はこれを禁止することが必要である。</u>
	放課後や休日等に行われる選挙運動や政治的活動	学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、 <u>高等学校等はこれを制限又は禁止することが必要である。</u>
学校 構外	違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合	放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動について、左のような場合には、 <u>高等学校等はこれを制限又は禁止することが必要である。</u>
	活動を行っている当該生徒や他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合や生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合	左のような場合には、生徒の選挙運動や政治的活動について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、 <u>高等学校等は必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる。</u>

(2) 生徒の選挙運動や政治活動にかかる指導

各学校においては、国の通知を踏まえ、学校の構内及び構外における生徒の選挙運動や政治活動について、以下のとおり、適切に指導を行ってください。

【学校の構内における生徒の選挙運動や政治活動】

- 学校は、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、政治的中立を確保することが求められていること、また、学校教育法並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であるため、放課後や休日等においても、その本来の目的ではない生徒の選挙運動や政治活動を必ずしも認める必要はありません。
- 学校教育上の支障がないと校長が判断し、選挙管理委員会からの要請により、学校での公職選挙法第 161 条による個人演説会等の開催を認める場合、そこに生徒が参加することは考えられます。

【学校の構外における生徒の選挙運動や政治活動】

- 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治活動は家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであることが示されています。生徒に、例えば政治集会への参加届の提出を求める必要はありません。
- 生徒が違法な政治活動に参加したり、満 18 歳未満の生徒が選挙運動を行っていることなどが発覚した場合は、学校として当該の生徒に対して、違法性を指摘するなど、適切に指導を行うことが必要です。
- 生徒が選挙運動や政治活動に熱中するあまり学業に支障が生じていると校長が判断する場合、保護者への理解を求めながら、生徒に対して改善を求める指導を行うことが必要です。また、学校の教育目標を達成させる観点から、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると判断する場合にも、適切な指導が求められます。

なお、学校の構内における生徒の選挙運動や政治活動にかかる指導にあたっては、あらかじめ指導の基準について校則(*)等に定めるなど、生徒や保護者に周知を図り、家庭等の理解と協力を得られるよう努めることが必要です。

例えば、校則に以下のような内容を盛り込むことも考えられます。

学校の構内においては、選挙運動や政治活動を行わないこと。ただし、学校教育上の支障がなく、校長の許可がある場合を除く。

(*)校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものです。判例上、学校は教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲において校則を制定し、生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長にあるとされています。

(3) 違法な選挙運動が行われないために

満 18 歳以上の生徒の選挙運動は尊重されるべき活動ではありますが、選挙の公正を確保するなどの理由から、公職選挙法においては、選挙運動につき、禁止・制限事項や違反した場合の罰則が定められています。

また、今回の公職選挙法の改正では、18 歳や 19 歳の未成年者であっても、連座制(*)の対象となる罪を犯した場合（候補者の子による買収罪など）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則として少年法の適用ではなく、刑事罰による処分の対象とされることが盛り込まれています。

例えば、一緒に投票に行った友人に特定の候補者への投票を迫ったり指示したりした場合や、投票内容を見せるよう強要した場合は「投票干渉罪」に問われる恐れがあり、軽い気持ちで行ったことが重大な選挙違反とみなされ、処罰されることになってしまうことも考えられます。投票所以外の場所であっても、特定の候補者に投票するよう脅したり強要したりした場合は、刑法の「脅迫罪」や「強要罪」に問われる恐れもあります。

また、満 18 歳以上であっても、同級生に対して特定の候補者への投票を依頼する目的で食事代を払うなどの行為は「買収罪」にあたる可能性があります。「買収罪」については、金銭や物品を与える側だけでなく受け取る側も対象になることや、実際に金銭や物品を与えることはもちろん約束することさえ禁じられていることも知っておく必要があります。

その他、休日であっても、選挙運動期間中に友人の家を訪ね、特定の候補者への投票を依頼することは「戸別訪問」にあたる恐れがあることや、選挙運動用ポスターを勝手に作成・掲示してはいけないことなど、各学校においては、公職選挙法で禁止・制限されている事項について、すべての生徒に正しく理解させるための指導を行わなければなりません。(指導資料 52 頁～57 頁参照)

選挙運動について、満 18 歳以上になれば行うことができることと、満 18 歳以上でも行ってはいけないことを生徒に正しく理解させる必要があります。

(*)連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

【参考】公職選挙法において禁止されているおもな行為

禁止される選挙運動	禁止される具体的な行為の例
戸別訪問 (第 138 条)	投票依頼などの選挙運動の目的で、個別に有権者の家や会社・工場などを訪問すること。
飲食物の提供 (第 139 条)	いかなる名義をもって行うを問わず、選挙運動に関し飲食物を提供すること。
買収・供応 (第 221 条)	特定候補者の選挙運動の目的で、有権者に金銭や物品を与えたり、供応接待などの行為をすること。
違法な文書図画の頒布・掲示 (第 142 条、第 142 条の 2、 第 143 条、第 146 条)	選挙運動用のポスターやビラを勝手に作成し、掲示や配付をすることなど。
違法な演説会や街頭演説の実施 (第 164 条の 3、第 164 条の 5)	選挙運動のための演説会や街頭演説を勝手に行うこと。
署名運動 (第 138 条の 2)	選挙に関して、特定の人に投票するように、または投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動をすること。
人気投票の公表 (第 138 条の 3)	公職につくべき者を予想する人気投票の経過、または結果を公表すること。

【参考】選挙運動と政治活動について

選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、得票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と解されています。

選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日・告示日(*)に候補者が立候補の届け出をした時から投票日の前日までの間）内のみ行うことができます。投票日の当日に行うことはできません。

満 18 歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、また、誰であっても、満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

政治活動とは、一般的に政治上の目的をもって行う行為のことをさします。したがって、選挙運動も広義の政治活動の一部ですが、公職選挙法においては、両者は明確に区別されています。

なお、政治活動については、選挙運動のように年齢による制限はありません。

(*)衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙を行うことは天皇が公示します。その他の選挙を行うことは選挙管理委員会が告示します。また、衆議院議員選挙や参議院議員選挙であっても、補欠選挙および再選挙の場合は選挙管理委員会が告示します。これらの「公示」「告示」を行う日を「公示日」「告示日」といいます。

(4) インターネットを利用した選挙運動

インターネットの普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進などを図るため、インターネットを利用する方法による選挙運動を解禁することを目的として、平成 25 年 5 月 26 日に公職選挙法の一部を改正する法律が施行されました。それ以降、インターネットでの情報収集は行いやすくなっており有効な活用が求められる一方で、今までどおり規制されていることもあります。

現在、生徒が生活のツールとして使う携帯電話やスマートフォンなどを活用して選挙運動を簡単に行うことができるため、生徒が意識せずに公職選挙法で禁止されている行為を行ってしまうことが十分考えられます。各学校においては、できることと、できないことを生徒が正しく理解するよう指導を行わなければなりません。(副教材 11 頁～13 頁、指導資料 19 頁参照)

- 満 18 歳以上の生徒は選挙運動期間であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。ただし、その際、電子メールアドレスや返信用フォームの URL、ツイッターのユーザー名など、その人に連絡するために必要となる情報の表示が義務付けられています。
- 電子メールを使った選挙運動は候補者本人や政党等のみに限られており、それ以外の者が電子メールを使った選挙運動をすることは認められていません(フェイスブックやラインなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能については利用可能)。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。
- 満 18 歳未満の生徒はインターネット上においても、選挙運動はできません。

(5) 満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒に対する指導

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられることにより、同じクラスの中に選挙運動できる生徒とできない生徒が混在することが生じます。

政治的教養を育む教育を実施するにあたり、その指導の中で、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを十分に聞きながら、合意形成を図っていくことができる力を育むという点で、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒を区別する必要はありませんが、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど、法律上差異があることを理解させる必要があります。

特に、選挙運動期間中などに満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在するクラスの授業で政策について議論させる学習を行う場合は、満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者が禁止されている選挙運動となるおそれがあることに留意する必要があります。

また、満 18 歳になった生徒が同じクラスの 17 歳の生徒に「一緒に選挙運動をやろう」といった勧誘を行うことは 17 歳の生徒に違法行為を促すことになるため、そのようなことは避けなければなりません。

部活動などにおいても、3年次の生徒が下級生に働きかける場面も想定されるため、3年次の生徒だけでなく、すべての生徒に指導する必要があります。

各学校においては、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒が混在することを十分認識し、それぞれの生徒に適切な指導を行わなければなりません。(指導資料 54 頁～57 頁、93 頁～94 頁参照)

- 満 18 歳未満の生徒は選挙運動できないため、満 18 歳以上の生徒が、満 18 歳未満の生徒に選挙運動を行うよう、すすめてはいけません。
- 満 18 歳未満の生徒が、満 18 歳以上の生徒に特定の候補者への投票を依頼することはできません。

【参考】ある行為が選挙運動にあたるかどうかについて

ある行為が選挙運動にあたるかどうかは個別の事案ごとに、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象など）によって、事実在即して総合的に判断されることとなります。

(6) 公職選挙法に違反していると考えられる行為が発覚した場合の対応

公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合の罰則等が定められています。罰則については、公職選挙法第 16 章（第 221 条～第 255 条の 4）にて、違反の内容ごとに刑事罰が規定されています。例えば、満 18 歳未満の者の選挙運動の禁止や教育者の地位利用の禁止に違反した場合、1 年以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金が科されることとなります（公職選挙法第 239 条第 1 項）。

なお、刑事訴訟法第 239 条において、公務員が職務を行うにあたって犯罪行為を知った場合に、告発をしなければならない（告発義務）と定められています。例えば、生徒指導の関係では、学校において生徒の暴力行為や器物破損、悪質ないじめで犯罪行為にあたるものなどが行われた場合に、告発義務を有しています。

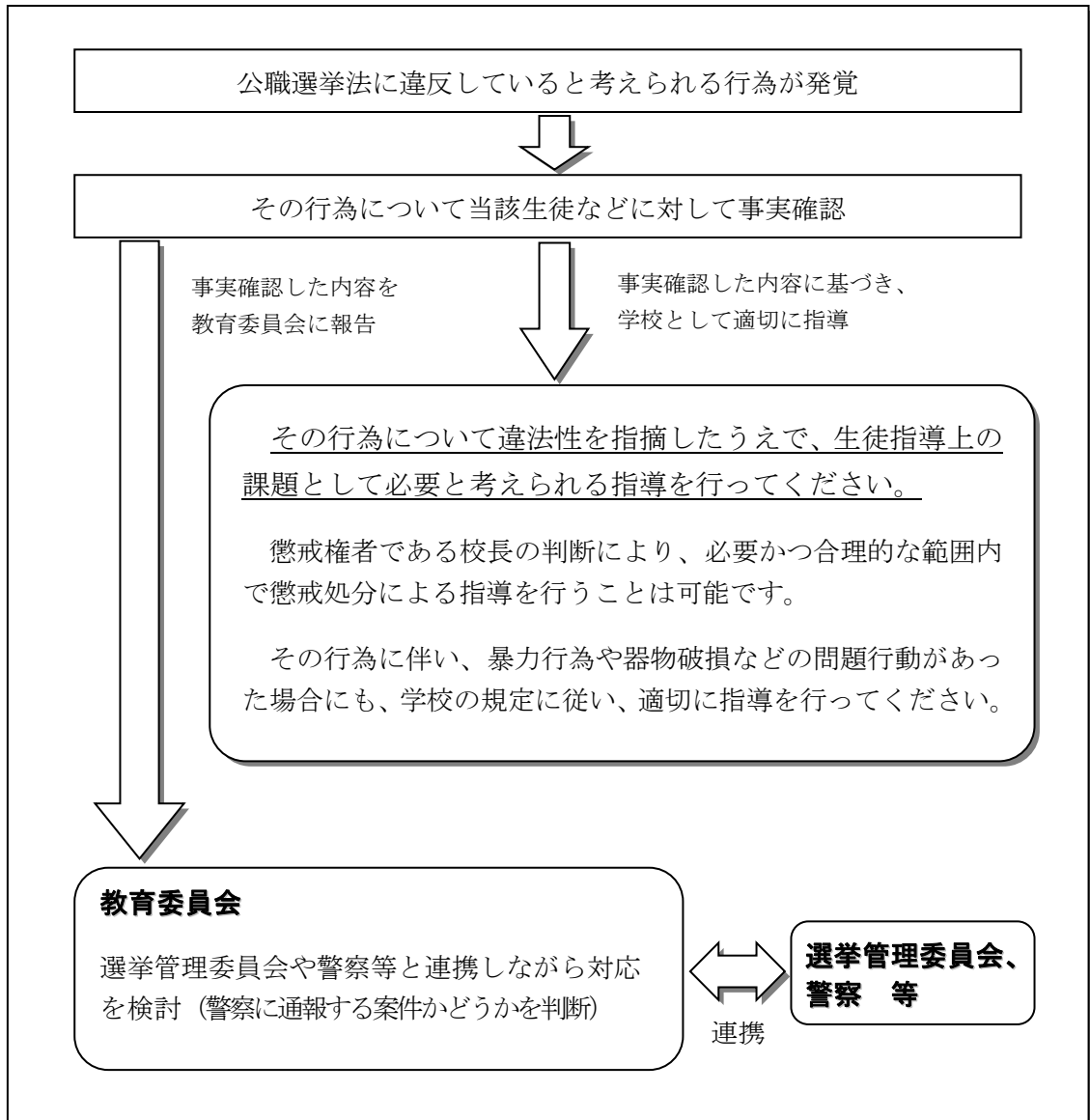
他方、生徒指導提要（平成 22 年 3 月文部科学省作成）においては、「生徒の問題行動について、教育的な指導により改善が見込まれ、そのような指導が生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的な指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、その犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのではなく、生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。」とされています。

したがって、生徒が公職選挙法に違反していると考えられる行為を行った場合にも、警察等の関係機関と適切に連携することになりますが、基本的には、法の執行に関しては関係機関に委ねつつ、学校としては、生徒指導上の課題として必要と考えられる指導を行っていくことが求められます。

- ▶ 生徒が公職選挙法に違反していると考えられる行為を行った場合には、その行為について当該生徒などに対して事実確認を行い、その内容を教育委員会に報告してください。当面は、教育委員会が選挙管理委員会や警察等と連携しながら、警察に通報する案件かどうかの判断を行います。
- ▶ 学校においては、校長は各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされています。事実確認した内容に基づき、校長の判断により、学校として生徒指導上必要と考えられる指導を行ってください。
- ▶ 懲戒権者である校長の判断により、必要かつ合理的な範囲内のものとして懲戒処分による指導を行うことは可能です（訓告や口頭注意などにとどめることも差し支えありません）。
その場合は、生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化するなど、内規等で適正な手続を定めることが必要です。また、生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るよう努めることが重要です。

以上のことを踏まえ、各学校において、公職選挙法に違反していると考えられる行為が発覚した場合には、以下のフローチャートに基づき対応してください。

<対応フローチャート>



2 実践的な学習活動実施にあたっての政治的中立の確保

政治的教養を育む教育を行うにあたっては、教育基本法第14条第2項において、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とされていることに留意することが必要です。

教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また結果として地位を利用したものとならないようにする必要があります。

とはいえ、政治的教養を育む教育を行うにあたって、党派的な主義主張や政策に一切触れてはならないというわけではなく、例えば、各政党の政策について比較・解説することが直ちに法に違反するというものではありません。

また、現実の政治課題を取り扱うことは、生徒が政治について具体的なイメージを持ちやすくなるなどの効果が考えられます。したがって、学校においては、政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を題材として、正解が一つに定まらない問いをテーマにした取組や、今までに習得した知識・技能を活用して解決策を考え、他の生徒と学び合う活動など、言語活動による協働的な学びに取り組むことが求められています。（指導資料56頁、76頁～95頁参照）

（1）現実の具体的な政治的事象を取り扱うにあたって

特に、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導することが求められます。また、教員が複数の観点について解説し、生徒に考えさせるなど、以下の事項に留意して指導する必要があります。（指導資料22頁～24頁、89頁～95頁参照）

- 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることから、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくよう指導してください。
- 多様な見方や考え方ができる事柄、未確定な事柄、現実の利害など対立のある事柄などを取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。
- 特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げるなど、特定の見方や考え方に偏った取り扱いにより、生徒が主体的に考え判断することを妨げることをないよう留意してください。
- 新聞などを活用する場合、一紙のみを使用するのではなく、多様な見解を紹介するために複数の新聞などを使用して、比較検討することが求められます。

なお、授業にあたって使用する補助教材については、平成 27 年 3 月 4 日初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」に留意し、客観的かつ公正な指導資料に基づき指導するように留意する必要があります。(指導資料 98 頁～99 頁参照)

(2) 選挙運動期間中に指導を行うにあたって

選挙運動期間中に指導を行うにあたっては、教育者は学校の生徒に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されていることから、教員自らが政治的中立を意識しながら指導を行うことが必要です。

また、生徒が教育活動の本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治活動を行うことがないように教員の適切な指導の下、学校全体として政治的中立を確保することが求められます。例えば、公職選挙法に関する留意点を踏まえ、満 18 歳未満の生徒については選挙運動を行わせないようにするとともに、満 18 歳以上の生徒については、違法な選挙運動とならないような配慮が必要です。(指導資料 48 頁、52 頁、95 頁～96 頁参照)

【実際の選挙に合わせた模擬選挙の実施】

実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことは、生徒が実際の選挙において発信される現実の情報に触れることで、選挙や政治をより身近なものに感じさせ投票行動につなげていくことができる一方で、実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法などに十分配慮しながら取り組むことが必要です。(指導資料 48 頁～52 頁参照)

- 各政党や候補者の政策や公約内容を調べるなどの事前学習において、その政策や公約の内容を比較検討するために解説する際は、自身の主観的な意見ではなく、客観的な事実を伝えるようにしてください。
- 一部の政党や候補者を除外して模擬選挙を実施することは、生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。
- 満 18 歳未満の生徒が選挙権を有する生徒に特定の政党や候補者への投票を呼びかけることは公職選挙法に抵触する恐れがありますので、特に留意が必要です。
- 公職選挙法では、選挙に関して、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することを禁止しています。実際の選挙運動期間中に模擬選挙を行った場合の結果の公表は、実際の選挙の開票日の後に行ってください。
- 実際の選挙に合わせた模擬選挙を実施するにあたっては、選挙管理委員会と連携し、公職選挙法に抵触しないかどうかを確認しながら進めることが望まれます。また、選挙管理委員会と連携することで、選挙公報を入手したり、投票箱などの器具を借り入れることも可能となります。

3 障がいのある生徒への指導

障がいのある生徒に対して政治的教養を育む教育を実施するにあたっては、選挙に関わる専門的かつ抽象的な内容を、生徒の理解に応じて具体的に説明したり、個別のスケジュール案を作成し生徒が見通しをもって主体的に活用できるようにするなど、生徒の障がいの状況に配慮しながら進める必要があります。

生徒一人ひとりの状況を踏まえ、学校や地域の実態に即して、個別の指導計画に基づく創意工夫のある取組が行われることが求められます。(指導資料 58 頁～59 頁参照)

(1) 支援学校における生徒の指導

支援学校においては、生徒の指導にあたり、以下のことに留意してください。

➤ 高等学校に準ずる教育課程での指導

生徒一人ひとりの障がいの状況に配慮しながら、高等学校での指導内容に準じた指導目標、指導内容を設定してください。

➤ 知的障がいの教育課程または知的障がいを併せ有する重複障がいの教育課程での指導

本ガイドラインの基本的な考え方や実践事例を参考にしつつ、個々の生徒の障がいの状況を踏まえ、物事の理解の程度やコミュニケーションの状況等を含めた日常生活や社会生活への適応状況、学校や地域の実態に即して、指導目標や指導内容を具体的に設定してください。

(実施例)

社会の授業や特別活動において、参政権があること、選挙の仕組み、投票制度(副教材 14 頁～15 頁の障がい者のための制度を含む)等を学習する(1 年次終了までに 1 単位時間以上)。

特別活動等において、生徒会選挙についての事前学習を行うとともに、立会演説会や投票による政治参加について実践的に学習する(2 年次終了までに 4 単位時間以上)。

(2) 選挙における障がい等への配慮

選挙権は日本国憲法で保障された国民としての権利です。政治的教養を育む教育を実施するにあたっては、障がい者などが円滑に投票できるために講じられているさまざまな制度について、理解させる必要があります。

(以下は、大阪府選挙管理委員会及び総務省の Web ページを参考として示しています。)

➤ **選挙公報**

選挙に関する情報を入手するために、点字または音声化した選挙公報を配付している自治体も多くあります。大阪府では、希望される府内の視覚に障がいのある方々に、候補者の選挙公報の内容などを点字、音声テープまたは音声コード付拡大文字（衆・参議院議員選挙の比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査のみ）にした「選挙のお知らせ」を無料配付しています。

➤ **投票所への入場など**

投票所には、付添人や介助人も一緒に入ることができます。投票所では、車椅子を利用している方が投票しやすいよう、車椅子用の記載台やスロープを備えつけるようにしています。スロープがない場合は、係員が介助を行います。また、手話通訳を利用することも可能です。

➤ **代理投票**

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。代理投票したいことを投票管理者に申し出ると、投票所の事務に従事する者のうちから二人の補助者が指定され、そのうち一人が選挙人の指示する候補者の氏名を書き、残りの一人が立ち会います。なお、誰に投票したかという投票の秘密は厳守されます。

➤ **点字による投票**

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。受付の際に投票管理者に点字で投票したいことを申し出ると、点字投票用の投票用紙が交付されますので、その用紙で投票することができます。点字器及び点字の候補者などの名簿も投票所に備えつけてあります。

➤ **郵便等による不在者投票**

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、一定の条件を満たす方は、一般の不在者投票のほかに、自宅などで投票する「郵便等による不在者投票」の方法があります。また、自ら投票の記載をすることができない者として定められた要件を満たす方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者に、投票に関する記載をさせる代理記載制度をあわせて利用することも可能です。

➤ **指定病院等の不在者投票**

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定病院等）においては、入院・入所者が病院長などの不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。

4 外国籍の生徒への配慮（選挙権を有しない生徒への配慮）

（1）基本的な考え方

外国籍の生徒は満 18 歳になっても選挙権を有しないことから、指導にあたっては十分に配慮することが必要です。

日本の国籍法では、両親が外国籍の場合、日本で生まれ育った子であっても日本国籍にはなりません。外国籍の住民は、国や地方の政治において選挙権を有しません。

生徒の指導にあたっては、国籍によって選挙権を有しない生徒がいることについて知らせることが大切です。すべての生徒が外国籍の生徒を取り巻く現状について考えることで、疎外感を抱きかねない外国籍の生徒に、政治について積極的に考える姿勢を育むことにつながります。

また、選挙権の有無に関わらず、より住みやすい社会をめざし地域社会をより良くするために、請願や市民活動を行うなど、社会には自らの意見を表明する様々な方法があることについて知らせることも大切です。

このことは、外国籍の生徒だけではなく、日本国籍の生徒が将来外国で居住する際、選挙権が認められなくても当該国の地域社会において請願できる場合があることなど、選挙以外の社会参画の方法があることを知ることにもつながります。

（指導資料 97 頁参照）

（2）生徒の指導にあたっての留意点

以下のことに留意しながら、政治的教養を育む教育を実施してください。

- 政治的教養を育む教育においては、年齢や国籍にかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、生徒が政治や選挙に関する理解を深め、国や地域の課題を理解し、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを形成していくとともに、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えを聞き、合意形成を図っていくような実践が重要となります。（指導資料 93 頁参照）
- すべての生徒に対して、政治にかかわっていく意義や方法（選挙も含む）を考察させるとともに、国籍によって選挙権を有しない生徒がいるということについても伝えることが大切です。また、国籍は個人の存在に関わる尊重すべき重要なものであることを生徒に伝えてください。
- 指導にあたっては、どの生徒が外国籍であるのかを把握した上で、生徒の自尊感情を誤って傷つけてしまうことのないよう指導してください。
- 選挙権の有無に関わらず、より住みやすい社会をめざし、地域社会をより良くするために議会に対して請願したり、町会や地域教育協議会（すこやかネット等）に参加するなど、社会には地域活動に参画する様々な方法があることを伝えてください。

【参考】重国籍者について

生徒の中には、外国で生まれたり親が外国籍の場合、日本の国籍と外国の国籍の両方を有する重国籍者もいます。

重国籍者は22歳に達するまでに（20歳に達した後に重国籍になった場合は、重国籍になった時から2年以内に）、どちらかの国籍を選択する必要があります。

【参考】外国籍の住民に地方自治への参画（住民投票）を認めている例

住民投票において一定の条件を満たす外国籍の住民を投票資格者とする条例を制定している自治体もあります。

愛知県高浜市、広島県広島市、千葉県我孫子市、広島県大竹市、
大阪府岸和田市、三重県名張市、神奈川県逗子市、大阪府大東市、
山口県山陽小野田市、神奈川県大和市、北海道稚内市、岩手県宮古市、
大阪府豊中市、神奈川県川崎市、北海道北広島市、東京都小金井市、
新潟県上越市、岩手県奥州市、長野県小諸市、滋賀県野洲市 等

（住民投票条例制定順）

V 学校外部の関係機関等との連携

実践的な学習活動を推進するにあたって、学校外部の関係機関等と連携・協働することにより、学習活動を充実させることができます。(指導資料 15 頁～16 頁参照)

(1) 連携が想定される関係機関とその連携内容

実践的な学習活動を推進するにあたって、選挙管理委員会や選挙啓発団体、議会活動の広報事務を担う議会事務局などと連携することが考えられます。

例えば模擬選挙であれば、選挙の執行に関して専門的な知見を有している選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、実際の投票箱や投票記載台などの貸し出しや選挙管理委員会の職員等をゲストティーチャーとして学校に招き、政治の仕組みや実際の選挙が円滑に執行されるための工夫について講話していただくなどが考えられます。

職員による講話は学校の教員だけでは説明しきれない現実の具体的な事象を専門家の立場から伝えるもので、生徒の政治的教養を育む上で大きな教育的効果が期待できます。

(2) 連携にあたっての留意事項

学校外部の関係機関等との連携にあたっては、以下の点に留意しながら進める必要があります。

- ▶ 学習活動のねらい、前後の学習指導との関連（単元計画）、生徒の学習状況評価の観点（評価規準）などを踏まえたうえで、連携を進めることが大切です。特に、実践編に紹介されているような活動を行う場合は「活動あって学びなし」とならないよう、振り返りのさせ方などについて検討しておく必要があります。
- ▶ 1回限りのイベントとして終わらせるのではなく継続的に実施したり、その後の学習指導にどのようにつながっていくのか、実際に指導する教員と学校外部の関係機関等が共通認識のもとで実施することが求められます。
- ▶ 学校と連携先が共通認識のもとで連携するために、事前の打合せでは、学習活動のねらい、大まかな指導の流れ、振り返りのさせ方などを示した上で、学校外部の方々にどのタイミングでどのような関わりをしてもらいたいのか明確に伝えることが大切です。特に、講話の場合は、学校からの明確な要望がなければ、ゲストティーチャーがどの内容をどの程度まで話していいのかわからず、その結果、生徒や学校とのミスマッチが生じ、せっかくの専門的知見が活かされないこととなります。
- ▶ 講話に関する事前打合せでは、ゲストティーチャーに対し、受講者数や実施場所について伝えることはもちろん、前後の学習内容や生徒の状況を伝えておくことが大切です。

(3) 地域・保護者との連携

学校と地域との連携により、生徒が地域の行事へ積極的に参加することは、地域への関心を喚起し地域社会に積極的に関わる態度を育むという意味において、政治的教養を育むことにつながります。また、学校で地域の具体的な課題解決に関わる学習活動などを進めることにより生徒の学びを深めることが期待されます。

なお、政治的教養を育む教育の実施にあたり、取り上げる政治的事象によっては、保護者が現実の利害関係や特定の政治的立場にいることも想定されます。したがって、現実の具体的な政治的事象を取り扱った実践活動を実施するにあたっては、必要に応じて学校としての指導のねらいを保護者に周知したり、当該の活動を地域に公開することによって、学校が行っている活動を正確に理解していただけるよう配慮することも必要です。特に、保護者や地域の人々の協力を得て活動に取り組む場合には、活動の趣旨を説明することが求められます。(指導資料 24 頁参照)

VI 府立学校における「政治的教養を育む教育」の実践事例

※ 実践事例の科目名等については、平成21年告示高等学校学習指導要領による。

1 府立門真なみはや高等学校

府教育委員会の研究指定校として、「政治・経済」の授業において、生徒が政党や政策について調べ発表した上で、「架空の政党」による模擬選挙を行いました。

教科	科目	開設学年 (年次)	単位数	教材名等
公民科	政治・経済	3	2	資料：平成25年参院選比例区選挙公報 投票箱（門真市選挙管理委員会より）

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 政策について、様々な考え方を知り、自分とのかかわりを理解する。 発表や模擬選挙を通じて、選挙制度の理解を深めるとともに、言語能力やプレゼンテーション能力の育成を図る。
到達目標に向けての具体的な取組【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> 班で政党や政策を調べ、ポスター発表を実施する。 生徒自らが調べたことをまとめて、「架空の政党名」で投票する。 開票後、振り返りを行い様々な考え方があることを理解し、自らがどのように社会に関わるべきかを考える機会とする。

限	テーマ	指導内容	評価方法	評価の観点・ポイント
1	調べ学習	班（4人程度）ごとに政党や政策について調べる。	観察（取組態度） 調査内容	<関心・意欲・態度> 政策や選挙制度についての関心を持ち、意欲的に追及し、考察している。
2	調べ学習	班ごとに政党や政策について調べる。インターネット等で情報収集し、資料を作成する。	観察（取組態度） 調査内容 ポスター内容	<技能> 選挙公報・インターネット等の情報の適切に選択し、効果的に活用している。
3	発表（ポスターセッション）	グループを「説明役2名」「聞き役2名」に分ける。各グループの「説明役」はポスターを用いて、調べた内容を説明する。「聞き役」は全グループを順に聞いて回る。	観察（取組態度）	<思考・判断・表現> 判断の過程・結果について適切に表現している（説明役）。政策や政党について、様々な観点を踏まえ、公正に判断している（聞き役）
4	発表（ポスターセッション） 模擬選挙	「説明役」「聞き役」を途中交代し、全員が説明を聞く。 授業担当者は生徒が調べた政策を元に「架空の政党」をつくる*。 投票用紙に「架空の政党」名を記入して投票する。	観察（取組態度）	<思考・判断・表現> 政策や選挙制度について理解し、その知識を身に付けている。
5	事後学習	模擬選挙結果の公表とまとめ ・アンケートにより、実施前と後の意識変化等を見る。 ・模擬選挙を通して、選挙制度への理解を図り、政治参加の意識を高める。	レポート	<関心・意欲・態度> 学習をとおして、政策や選挙制度についての知識や政治参加についての意識が深まっている。

(*) 架空の政党：様々な政策や身近なテーマについての方針をまとめ、実在しない名称の党を作る。
授業担当者が「架空の政党」を作成したが、生徒が作成するのも効果的である。

➤ **成果**

生徒自らがポスターセッションや模擬選挙に積極的に参加することで、政策や選挙制度についての認識が深まるとともに、政治に主体的に関わろうとする態度を育成することができた。

➤ **課題**

外国籍の生徒など選挙権を有しない生徒がともに学習する際は、十分な配慮が必要。また、学年や学校全体で取り組む際は、担当者間での共通理解が必要である。

【授業実践について】

➤ **授業の形態**

- ・ 3年政治経済を選択する4クラスにおいて実施（時期：11月、時間数：4～5時間）
- ・ 4クラスのうち3クラスは、政党や政策について調べる。残りの1クラスは、班ごとに「門真なみはや高校」をもっと良くするための政策を考える。
3クラスが調べる政策については、「資源エネルギー問題」、「税と財政」、「教育・教育制度」、「安全保障・外交」、「行政改革」、「福祉・社会」、「産業」、「防災・復興」、「憲法」、「選挙制度」の10項目から班ごとに選択。

➤ **授業中の取組**

- (1) 4～5名の班を作り、政党や政策について調べる。
- (2) 班ごとに調べたことを用紙や模造紙に書く。
- (3) 調べたことを発表する（全員の前、またはポスターセッションの形態）
- (4) 説明されたことに対して、質問する。
- (5) 政策や政党を作ってみる。
- (6) 投票する（模擬選挙）。
- (7) 開票結果を考察する（実施前後にアンケートを取る）。

➤ **実施上の留意点**

- (1) 政治的中立の確保について
 - ・ 生徒が調べたことに対しては、大きな間違い以外はコメントを控えるようにする。
 - ・ 生徒が「架空の政党」を作ることが困難であれば、授業担当者が作る。
- (2) 外国籍の生徒への対応
参政権の授業において、外国籍の人が選挙権を有しないことについて、すでに説明済み。

➤ **指導を振り返って**

- ・ 学年全体で実施する場合には、他の教員と十分な打合せが必要である。
- ・ 今回は授業担当者が「架空の政党」を作成したが、作成にあたっては工夫を要した。
- ・ 門真市選管より投票箱を借りて投票を行ったことで、リアリティが出て良かった。
- ・ 「自分で投票する場へ行く」ことを重視して、昼休みに投票を行うことを検討したが、実際には授業中に行った。投票前には白票や棄権についても説明を行った。
- ・ 選挙公報などの文言は生徒にとって難しいように思われた。政策を絞って、生徒に調べさせることも効果的である。

2 府立西淀川高等学校

「現代社会」の授業において、18歳選挙権の意味や政治参加の意義、公職選挙法に基づく選挙制度について指導した上で、実際の選挙を題材にした調べ学習や模擬選挙を行いました。

教科	科目	開設学年 (年次)	単位数	教材名等
公民科	現代社会	1	2	「私たちが拓く日本の未来」(文部科学省・総務省)

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 「平和で民主的な国家及び社会の形成者」にふさわしい素養としての知識を習得し、政治的な思考力や判断力、表現力等を身に付けるとともに政治に参加しようとする態度を育てる。
到達目標に向けての具体的な取組【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年大阪府知事選挙・大阪市長選挙を対象に模擬選挙に取り組む。 公職選挙法をもとに選挙制度について学ぶ。 地域の課題や候補者の政策について調べ学習を行い、討論する。 実際の候補者に投開票し、実際の選挙の開票結果と比較しつつ学習の振り返りを行う。

限	テーマ	指導内容	評価方法	評価の観点・ポイント
1	政治に参加することの意味と投票率	18歳選挙権の意味と投票率の動向をもとに政治参加の意義について考察する。	提出プリントの記入内容、生徒の発言、取組の観察等	関心・意欲・態度 思考・判断・表現
2	選挙のルール	公職選挙法に基づく選挙制度の実際、選挙違反の事例などについて学ぶ。	提出プリントの記入内容、生徒の発言、取組の観察等	関心・意欲・態度
3	大阪府と大阪市の課題について知ろう	府と市に対するイメージを話し合わせた後、府市の基本統計とその解説をもとに現状と課題について学習する。	提出プリントの記入内容、生徒の発言、取組の観察等	思考・判断・表現
4	候補者の政策を知る	選挙公報を活用し、候補者の政策について調べる。	生徒の取組の観察	技能
5	私の願い・私のものさし	これまでの学習をもとに、政治に対して何を期待するのか、しないのか、また選挙の判断基準について考察し、発表する。	提出プリントの記入内容、生徒の発言、取組の観察等	思考・判断・表現
6	模擬選挙実施と振り返り	模擬選挙(自由投票)を実施し、開票結果と実際の選挙結果を比較し、学んだことを振り返る。	提出プリントの記入内容、生徒の発言、取組の観察等	関心・意欲・態度

➤ 成果

- ・実際の選挙を対象に模擬選挙を行うことで、政治への関心を高めることができた。
- ・政治や選挙など民主主義をささえる制度について理解を深めることができた。
- ・地域の課題や自らの願いを基に政治に参加しようとする態度を育てることができた。

➤ 課題

- ・校内投票率は実際の投票率に近似しており、低い投票率にあらわれた生徒の政治への関心(無関心、無力感)について、今後、生徒に考えさせる必要がある。
- ・政治的中立の確保のため、地歴・公民科だけでなく、職員会議において、すべての教職員の理解を深めたが、さらに資料化やマニュアル化などが必要である。
- ・今回は府と区の選挙管理委員会の全面的な支援協力を得て模擬選挙を実施できたが、来年度以降も継続して支援協力を仰げるか不透明である。

参政権・・・選挙に行こう！！

【1年現代社会プリント】

参政権は 主権者である国民が政治に参加する権利である。

みなさんは(1 18歳)になったら(2 選挙)に行行って投票し、自分がこの人なら自分にかわって政治を任せられるという人を選ぶことができます。選ばないこともできます。選ばないことを(3 棄権)といいます。

◆(4 公職選挙法)

第九条 (5 日本国民)で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 (5 日本国民)たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

誰を選ぶのか：候補者・・・(6 国会議員 衆議院議員) (7 国会議員 参議院議員)
(8 都道府県 知事) (9 市町村 長) (10 都道府県議会・市町村議会 議員)

★11月(11 22)日(日)大阪府知事選挙、大阪市長選挙のW選挙があります。
→模擬選挙をします。実際に候補者に投票してみましょう。

問1. みなさんは、選挙で投票してみたいですか・・・□ はい □ いいえ □ わからない
問2. みなさんにとって選挙に行く意味はなんですか。

◆棄権の理由 平成26年衆議院選挙の主な棄権理由(複数回答)

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (12 仕事が忙しく時間がなかった |) 29.3% |
| 適切な候補者がいなかった | 29.1% |
| 病気[看病を含む]または体調が悪かったから | 19.4% |
| 選挙で政治や暮らしがよくなるわけではないから | 15.3% |
| (13 候補者の人柄や政策が分からなかったから |) 11.5% |
| (14 自分一人が投票しなくても選挙の結果に影響がないから |) 9.9% |
| (15 政治や選挙には関心がないから |) 8.9% |
| 投票所へ行くのが面倒だったから | 8.5% |
| 旅行に出かけていたから | 3.7% |
| 投票日を忘れていたから、知らなかったから | 2.5% |
| 投票所が遠かったから | 1.8% |
| その他 | 9.8% |

選挙で政治に参加しよう！！

【1年現代社会プリント】

○選挙の実際とルールを知っておこう

大阪府知事選挙 11月5日 (1 告示)、大阪市長選挙 11月8日 同
ここから、特定の候補者を当選させるための活動(2 選挙運動)が始まる。

○一般的な選挙期間中の適法な選挙活動 候補者・政党の選挙活動

①選挙用の掲示板に(3 ポスター)が貼られている。→顔を知ってもらう。

②(4 街頭演説)や小学校などでの演説会で候補者が演説をする。

③(5 政見放送)：テレビ・ラジオで放送する。

→ 候補者が自分の政策を話し、自分に投票するよう訴える。

④(6 選挙運動用自動車)からの連呼

→ 名前を覚えてもらい、支持を訴える。

⑤(7 選挙公報)・新聞広告・マニフェスト・ビラ・ハガキ(法定)・電話(自由)

→ 候補者が政策を説明し、支持を訴える。支持者が支持を広げる。

⑥ウェブサイトや電子メールを利用した選挙運動

→ 候補者・政党がHPで政策を訴える。候補者・政党が電子メールで支持を訴える。

○満20歳以上(来年満18歳以上)の(8 有権者)はこんなことで選挙に参加できる。

友人・知人に直接投票や応援を依頼する。電話により投票や応援を依頼する。

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログに書き込む。

選挙運動メッセージをSNSなどで広める。

選挙運動などの様子を動画サイトに投稿する。

※電子メールを使つての選挙運動は×

3 府立旭高等学校

「課題研究」の授業において、班ごとにテーマを決め、調べ学習や調査（選挙事務所や選挙管理委員会訪問）を行い発表した上での模擬選挙と一連の学習のまとめを行いました。

教科	科目	開設学年 (年次)	単位数	教材名等
学校設定 科目	課題研究	3	2	平成27年大阪府知事選挙公報 投票箱（旭区選管より借用）

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 選挙制度について、各国の状況や日本の現状などについて知り、自分との関わりを追究することができるようにする。 発表や模擬選挙を通じて、選挙制度の理解を深めるとともに、言語能力やプレゼンテーション能力の育成を図る。
到達目標に向けての具体的な取組【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> 選挙制度、現状や歴史、各国の状況について、班で調べ発表する。 府知事選をもとに、発表や模擬選挙を通じて、選挙制度を学び理解を深める。 若者の視点で、同世代がどうすればさらに主権者として社会参画ができるのかを考える機会とする。

回	テーマ	指導内容	評価方法	評価の観点・ポイント
1	テーマ決定	班（4人）ごとに、調査するテーマを決定。1つの班は「選管」となり、模擬選挙を担当する。	観察（取組態度） 調査内容	関心・意欲・態度
2	発表	選挙のトピック（若年投票率や各国の選挙制度、被選挙権など）のほか、今回の知事選の争点や「自分が立候補するなら？」の公約などを発表。	観察（発表態度、方法）、調査内容 質疑応答	思考・判断・表現
3	発表（選管班による「各候補の主張」）	府知事選に立候補した3候補の選挙事務所を訪問（1氏は電話取材）した選管班が、各陣営の主張を説明。その後、質疑応答。選挙公報使用。	観察（発表態度、方法）、調査内容 質疑応答	思考・判断・表現
4	模擬選挙開票の発表。分析班による発表。「若者が思わず投票に行きたくなる方法」考案	選管班による結果発表の後、分析班が実際の選挙との相違を発表。その後、ブレインストーミングでアイデアを出し合い、「傾向」を考察した後、各班で「わが班のこれぞイチオシ」を決定。	観察（発表態度、方法）、調査内容 質疑応答	思考・判断・表現
5	「若者が思わず投票に行きたくなる方法」発表（ワールドカフェ方式）	各班を「説明役2名」「聞き役2名」に分ける。ワールドカフェ方式で、調べた内容を説明する。途中で「説明役」「聞き役」を交代。最後にシールで投票。	ポスター内容。観察（発表態度、方法）相互評価	思考・判断・表現

※上記の実践例は、16時間実施した授業のうちの5時間である。

※授業外の活動として、各班が調べ学習や調査（選挙事務所や選管訪問等）を行った。

※3回後の放課後に模擬選挙（および別に期日前投票2回）を実施した。

➤ 成果

- 多くの選挙関係者（選挙管理委員会、選挙事務所など）と協働でき、生徒たちが「政治」を身近に感じる事ができた。
- 書籍やインターネットで調べるだけでなく、実際に政治家に質問し応答を得られたことで、その後、生徒が「自分のことば」で政策等を語り、議論が深まった。

➤ 課題

- 次年度以降は選挙権を有する生徒と有しない生徒が混在した中での授業となるので、選挙違反とならないよう実施するにはさらなる注意が必要となる。

【授業実践について】

➤ 授業の形態

- ・国際教養科の3年生を対象にした課題研究の授業において、9月から「18歳選挙権・思わず選挙に行きたくなる方法」をテーマに授業を実施。
- ・班（4名）ごとに調査するテーマを決定し、調査内容について発表を行う。1つの班は「選管」となり、模擬選挙を担当する。

➤ 授業中の取組

- ・大阪府選挙管理委員会や若者の投票率向上をめざす学生団体「ivote 関西」のメンバーを招き、選挙に関する知識や意識を学んだ。
- ・班ごとに、選挙のトピック（若年投票率や各国の選挙制度、被選挙権など）のほか、今回の知事選の争点や「自分が立候補するなら？」の公約などについて発表を行った。
- ・大阪府知事選挙の模擬選挙を実施し、投票結果を分析した。
- ・詳細は、以下の実践内容のとおり。

➤ 実践内容

	実施日	実践内容
1	9/17	1限：「選挙に行かないあなたは〇〇〇〇万円も損をする！？」（講師：大阪府選管） 2限：同上
2	9/24	1限：チーム分け、調査・発表テーマ決定 2限：同上、班ミーティング
3	10/1	1限：学生団体「ivote 関西」による講話 2限：同上
4	10/29	1限：「現代若者の投票現実」（1班） 2限：「立候補～被選挙権について」（2班） 「投票率が低ければ『義務』にすればよい？」（8班）
5	11/5	1限：「18歳選挙権で、学校でできることできないこと」（4班） 2限：「今回府知事選の争点解説」①（6班） 「私が立候補するならこれを訴える」（7班）
6	11/19 合同	1限：「今回府知事選の争点解説」②（6班） 2限：「選挙事務所に行ってみた」（9班）
	11/20 合同	大阪府知事選模擬選挙 運営（9班）
7	11/26	1限：大阪府知事選模擬選挙結果発表（9班） 「投票した若い人に聞いてみた」（3班） 2限：「若者投票率を上げる為に～旭高校生の提言」グループワーク
8	12/3	1限：「旭高生の投票結果を分析する①」（5班） 2限：「旭高校生の提言」予選会
9	1/21 合同 講座まとめ	「開票結果発表②」（9班）「旭高生の投票結果を分析する②」（5班） 「旭高校生の提言」（優秀班による発表）

4 府立市岡高等学校

「総合的な学習の時間」において、学習の意義や目的を明らかにする事前学習、外部指導者による講演、グループワークによる新聞記事や選挙公報を用いた候補者の主張や選挙の争点を明らかにした上での模擬選挙、そして学習の振り返りを行いました。

教科	科目	開設学年 (年次)	単位数	教材名等
総合的な 学習の時間	—	2		平成 27 年度大阪府知事選挙公報、各種新聞記事 「基礎からわかる 18 歳選挙権」(毎日新聞リーフレット) 「私たちが拓く日本の未来」(文部科学省・総務省) 投票箱・衝立：尼崎市選挙管理委員会より

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ユネスコスクールとしての教育目標「地域」の観点は 1 年次からのテーマ「防災」の学習内容にも反映してきたが、地域が抱える課題をより広範囲に知る機会とする。 ・来年度の「18 歳選挙権」の実施に伴い、主権者としてどのように社会参画するのかを実際の地方選挙を題材にして考える。 ・模擬選挙を通じて、実際の選挙を体験し、一票を投じることの意義を考える。
到達目標に向けて の具体的な取組 【指導上の留意点】	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ学習で府知事候補の政策を知り、争点を明らかにする。 ・自ら考え、関わる機会として、模擬選挙の際に投票理由を書く。 ・実際の選挙にできるだけ近い環境を作り、生徒選挙管理委員が模擬選挙、開票を運営し、市民の社会参加や公正な選挙の在り方を考える。

限	テーマ	指導内容	評価方法	評価の観点・ポイント
1	事前学習	学習の意義や目的について、リーフレットを使って説明。	観察(取組態度)	関心・意欲・態度
2	講演『政治とは何か、有権者になるとはなにか、私たちの未来を私たちがつかむために』	講師 杉浦 真理先生 (立命館宇治中学校・高等学校教諭) 講演後、クラス選挙管理委員を選出。	観察(取組態度)	関心・意欲・態度
3	グループワーク (1グループ：4～5名)	「大阪府知事選挙の争点を考える」グループワーク 新聞記事や選挙公報を用いて、候補者の主張、選挙の争点を考え、ワークシートを作成。ワークシートは教室に掲示してクラス全体で情報を共有。	観察(取組態度) ワークシート内容	技能
4	模擬選挙	実際の府知事選挙の前々日、昼休みと放課後に投票。投票用紙にはその候補者に投票した理由も書く。	観察(取組態度)	思考・判断・表現
5	事後学習	模擬選挙の結果報告と投票理由の公開。 今回の学習のまとめとして、選挙を通じて政治に参加することの意義を再度確認(次ページ参照)。 また、『私たちが拓く日本の未来』を配付し、要点を解説した。	レポート	関心・意欲・態度

➤ 成果

- ・2年次「総合的な学習の時間」に位置付け、生徒全員で取り組むことができた。
- ・実際の選挙を材料にすることで、さらに身近な取組として捉えることができた。
- ・尼崎市選挙管理委員会より非常に親切にサポートしていただくことができた。また、大阪府選挙管理委員会より選挙公報を生徒人数分いただくことができた。
- ・模擬選挙の日時を「総合的な学習の時間」外に設定したことで、生徒が自主的に投票することができた。(投票率は86.1%)
- ・この学習後に国の副教材「私たちが拓く日本の未来」を配付したが、先に学習していたため、生徒は冊子配付の目的を理解しており、熱心に読んだり、次回の選挙に役立たいと発言する生徒もいた。

➤ 課題

- ・初めての試みで試行錯誤しながら進めたが、外部からの支援(杉浦真理先生、毎日新聞社など)により学習内容も深められ、生徒にとって効果的な取組になった。今後も、このような取組を進めるにあたっては外部との連携が不可欠である。
- ・今回の学習にあたり、事前に外国籍の生徒に対して、個別に学習の意義を説明するとともに、模擬選挙にも参加してくれるように話をし、その意図を理解してくれたと考えている。18歳になっても選挙権を有しない外国籍の生徒への配慮が必要である。

市岡高校 69期生「主権者学習」のまとめ

投票率 86.1% !!

投票者数 268名(316名中)、有効投票数は 256票

実際の大阪府知事選挙の投票率は 45.46%

まず、この模擬選挙のために献身的に動いてくれた選挙管理委員の皆さんと、昼休み、放課後の貴重な時間を模擬選挙に参加してくれた69期生に敬意を表したいと思います。皆さんにとっては初めての選挙、候補者の主張や選挙公約などは、ほとんどの人が初めてじっくり読んで考えたことと思います。実際のところ、わかりにくい事や、自分では判断しにくい内容もたくさんあったのではないのでしょうか。とても難しい学習だったと思います。それでも前向きに考えてこの学習に取り組んでくれたからこそ、投票理由についても多くの人が自分の考え・意見を真面目にはっきり書いてくれたのだと思います。読んでみてください。

さて、今回の模擬選挙に参加できなかった人も、次回の機会、つまり本当の選挙で投票権を得たときは、ぜひともあなたの一票を日本社会のために有効に使ってください。というのは、現在の日本社会には同じ構成員でありながら、いろいろな理由で投票できない人がいるからです。また、先日、主権者学習のスタートにお越しいただいた杉浦先生のお話にもあったように、選挙権は歴史的に国民が勝ち取ってきた権利ですが、この先、永久に剥奪されないという保障はどこにもありません。権利を行使することは権利を護ることであるのです。

日本社会では、政治に対する無関心や失望感などの理由で投票権を棄権する状態が続いていて、投票率は長年低迷しています。今回も実際の府知事選挙では45.5%と、有権者の半分にも満たない人の投票で結果が決まったこととなります。海外の最近の国政選挙などでは、デンマーク88%、スウェーデン85%、アイスランド85%、ノルウェー76%、フィンランド67%など、高い投票率の国もあります。社会制度や体制の異なる国々と単純な比較はできないかもしれませんが、やはり、今の日本社会の政治に対する現象は残念だと思いませんか。

これからの社会の姿を決めるのは間違いなく有権者なのです。どんな未来を選択するのか、「18歳選挙権」が間近に迫っているみなさんがこれから長い人生で主権者として積極的に社会に関わってくれることを、そのために、この学習が実りあるものになったことを心から願っています。

5 府立たまがわ高等支援学校

「社会科」の授業において、独自プリントなどにより選挙権年齢が18歳になることの意義などについて指導を行いました。また、選挙管理委員会とも連携し行った生徒会選挙により、生徒に選挙に参加することの大切さを伝えました。

教科	科目	開設学年 (年次)	単位数	教材名等
社会科	—	3	1	本校作成プリント「選挙にいこう～自分の声がこの国を動かす～」、スライド画像
特別活動	—	1～3	各2	生徒会選挙の公示・立候補の受付・選挙活動・立会演説会・投票・開票作業等の取組

到達目標	社会	選挙権が18歳からとなり、平成28年夏の参議院選挙から自分たちにも選挙権があることを理解し、選挙権の重みと選挙に参加することの重要性に気づく。
	特別活動	生徒自身が学校自治会へ参加する意識を育てるとともに、全生徒が自身の投じる1票の重さを感じることで、選挙権を行使することの大切さを理解する。
到達目標に向けての具体的な取組【指導上の留意点】	社会	選挙権が18歳となることを伝える新聞記事の要約を読み、要点を把握する。
	特別活動	生徒会選挙を2か月程度設定するとともに、投票時に東大阪市の実際の投票箱等を用いて選挙を行うことで、自身の持つ一票の重さを理解する機会とする。

限	テーマ	取組・指導内容	評価方法	評価の観点・ポイント
1	【社会】 身近な選挙	プリントとスライドを使用して、選挙権が18歳になることや身近な選挙について学ぶ。	観察 (取組態度) プリント	<関心・意欲・態度> 選挙や政治について関心を持ち、意欲的に課題を追求する。 <知識・理解> 選挙は自分たちの暮らしに密接に関わるものであることを理解し、その知識を身に付けている。
2・3 (2年間で4単位時間)	【特別活動】 立会演説会	生徒集会を実施し、立候補者・応援演説者の立会演説会を行う。	観察 (取組態度)	<関心・意欲・態度> 生徒会の取組や立候補者の意見に関心を持ち、意欲的に考察している。
	【特別活動】 投票・開票・ 当選者発表	体育館に、東大阪市選挙管理委員会の投票箱を設置して投票を行う。	観察 (取組態度)	<思考・判断・表現> 各立候補者の意見を多面的に考察し、公正に判断している。

➤ 成果

生徒会選挙の取組を通して、将来において実際に投票する際の自身が持つ一票の重さを想像することができた。また、国内外の選挙にかかる報道等により、日々の生活と選挙に参加することの大切さに気づくことができた。

➤ 課題

立候補者の演説を聞いて、演説の内容を基にして判断し投票することが課題である。若者世代の金銭的損失を特化して取り上げる報道や、国中が喜びにあふれるミャンマーの様子など、個々については一定理解するが、生活全般が政治・選挙と大いに関わっていることの理解へ結びつけることが課題である。

せんきょ
選挙にいこう ～自分の声がこの国を動かす～

【3年社会科プリント】

さいせんきょけん せいりつ らい か さんいんせん てきよう 2015ねん6がつ17にち しんぶん きじ
18歳選挙権、成立 来夏の参院選から適用へ ～2015年6月17日 新聞記事より～
せんきょけんねんれい げんざい さいいじよう さいいじよう ひ さ かいせいこうしよくせんきょほう にちごぜん さんいん
選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が17日午前、参院
ほんかいぎ ぜんかいいつち かけつ せいりつ
本会議で全会一致で可決、成立した。
らいねんなつ さんいんせん てきよう さい まんにん あら ゆうけんしゃ せんきょけん
来年夏の参院選から適用され、18、19歳の約240万人が新たに有権者になる。選挙権
ねんれい へんこう さいいじよう さいいじよう ひ さ ねんらい ねん
年齢が変更されるのは、25歳以上から20歳以上に引き下げた1945年以来70年ぶり。

1 上の記事は、どのような内容でしょうか？ [来年から選挙権が18歳になる]



2 選挙とは？
たとえば国のことを決めるとき、国民全員で話し合いができればいいのですが、
ぜんいん いちど あつ ぜんいん いくみん
全員が一度に集まることができません。そこで、国民の(① 代表)を
えら ひと はな あ
選んで、その人たちが話し合います。



それが(② 国会)であり、その代表を決めるのが(③ 選挙)です。

3 どんな選挙で投票ができるでしょうか？

3-1 国関係 (④ 衆議院)、(⑤ 参議院)



3-2 府(都道府県) (⑥ 府知事)、(⑦ 府議会)

3-3 市(市、町、村) (⑧ 市長)、(⑨ 市議会)



※そのほかにも、憲法改正の国民投票などに投票できます。

4 選挙違反に注意！

せんきょいはん ちゆうい
せんきょけん さい せんきょ かん ほうりつ いはん みせいねん せいじん おな
選挙権が18歳となったことで、選挙に関する法律の違反はたとえ未成年でも成人と同じ
あつか さいばん う かる きも ほうりつ おか たいへん
扱いで、裁判を受けることとなります。軽い気持ちでも法律を犯すと大変なこととなります。

以下、選挙違反となる行為に×をつけましょう

ばんごう 番号	こうい 行為	
1	とうひよう い き な い ひと とうひようじよにゆうじようけん わた 投票に行く気が無かったので、行きたいと言う人に投票所入場券を渡した	
2	おもしろ せんきょ らくが 面白そうだったので、選挙のポスターに落書きをした	
3	こうほしや おく せんきょようどうよう でんし ともだち おく 候補者から送られてきた選挙運動用の電子メールを、友達に送った	
4	こうほしや としよけん もら 候補者から、図書券を貰った	
5	いっしょ せんきょ い ともだち さそ たが さいいじよう ばあい 一緒に選挙に行こうと、友達を誘った(お互いに18歳以上の場合)	

5 日本のトップである総理大臣はどのように決めるのですか？ [国会議員の中から選ばれる]

6 国会、内閣、司法(裁判所)と日本の国のしくみは、その役割に応じて3つに分かれています。このことをなんというのでしょうか？ [三権分立]

Ⅶ 政治的教養を育む教育の推進に関するQ & A

【指導内容・指導方法・指導計画作成などについて】

Q 1 学科や教育課程の類型によって指導内容が異なる場合、指導計画書を別に提出する必要がありますか。

- 学科や類型によって指導する科目や指導内容が異なる場合は、別に提出してください。

Q 2 すべての学年の指導計画書を提出する必要がありますか。
また、提出後に計画に変更が出た場合、どのようにすればよいですか。

- 当該年度の入学生分のみ提出していただくことになります。
- 指導計画書の提出後に、指導科目・指導内容・指導時間数などの変更が生じた場合は、変更後の計画書を提出してください。

Q 3 指導計画の提出に伴い、すでに提出している学校設定科目の年間指導計画書や「総合的な探究の時間」の実施計画書の内容に変更が生じる場合、それらの書類を差し替える必要がありますか。

- 差し替えは必要ありません。「政治的教養を育む教育」の指導計画の提出により、提出済みの学校設定科目の年間指導計画書や「総合的な探究の時間」の実施計画書の内容についても、変更されたとみなします。
- ただし、次年度の「総合的な探究の時間」の実施計画書等には、「政治的教養を育む教育」の指導内容を必ず反映させてください。

Q 4 評価はどのようにすればよいですか。

- 各学校において指導した教科等の評価方法に則って行ってください。

【生徒の政治活動などについて】

Q 5 投票日と学校行事が重なり、生徒が学校行事に出席せずに投票に行くと言ってきた場合、どのように対応すればよいでしょうか。

- 投票日当日に事情があり投票に行けない場合には、期日前投票(*1)や不在者投票(*2)などの制度があります。それらを事前に活用するよう指導してください。

(*1)期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。投票対象者は、選挙期日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる者です。

(*2)不在者投票制度は、仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している者が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる仕組みです。

なお、指定病院等に入院等している場合は、その施設内で不在者投票ができます。

Q 6 公職選挙法上、SNSを利用した選挙運動（リポスト、シェアなど）は可能ですが、電子メールを利用した選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいですか。

○ 選挙運動用電子メールの送信については、以下のような理由により、候補者・政党等が行う場合以外は禁止となっています。

- ① 密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいこと。
- ② 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、さらに公民権停止になる危険性が高いこと。
- ③ 悪質な電子メール（ウイルス等）により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあること。

Q 7 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治活動を行うことについて、どのように考えればよいですか。

○ 校門を出たところは学校の構外にあたりますが、当該活動が学校の構内での活動に近い性質を有することに鑑み、他の生徒の日常の学習活動等への支障や、その他学校の政治的中立の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、注意して対応することが必要です。

Q 8 満 18 歳以上の外国籍の生徒は、選挙運動をしてもよいのでしょうか。

○ 公職選挙法では、外国籍の方の選挙運動は禁止されていないため、満 18 歳以上であれば、国籍を問わず選挙運動を行うことができます。

Q 9 生徒が選挙運動期間中に、ブログ等に特定の候補者への投票を呼びかける内容を書き込んだ場合、どのように指導すればよいのでしょうか。

- 18 歳以上の生徒が選挙運動期間中に行うことは問題ありません。
- ただし、18 歳以上であっても選挙運動期間後の行為は違法行為となるため、選挙運動期間後は記載ページを更新しないように指導してください。

【政治的中立の確保について】

Q10 生徒に支持する政党や候補者を尋ねられた場合、どのように答えればよいでしょうか。

- 教員と生徒の関係のもとでは、生徒の投票行動に影響を及ぼすことが考えられます。したがって、支持する政党や候補者について答えることは避けるようにしてください。

(指導資料90頁～91頁参照)

Q11 実際の選挙にあわせて模擬選挙を行う場合に、満18歳の生徒を参加させてもよいのでしょうか。

- 問題ありません。
- 模擬選挙は、政治的教養を育む教育において生徒の政治への興味・関心を高める上で効果的な実践活動です。ただし、政治的中立の確保に十分留意し、また、事前指導と事後指導を重視し、単なる投票行動の実施に終わらせないことが大切です。(本ガイドライン18頁参照)

Q12 選挙管理委員会が発行している選挙公報を増刷して、生徒に配付してもよいのでしょうか。

- 教育上の目的で、加工等を加えず、そのままコピーして生徒に配付することは可能です。また、選挙公報は、当該選挙公報を発行する選挙管理委員会のホームページから入手できる場合もあります。

Q13 卒業式や入学式に来賓として議員を招くことは、政治的中立の観点から問題はないのでしょうか。

- 特定の議員や政党への支援を求める内容の挨拶等がないのであれば、問題ありません。
- ただし、特定の議員が出席することで、学校がその議員を推薦していると疑念をいだかれることのないよう、同一の選挙区から選出されている議員全員に出席を依頼するなど、出席を求める範囲が第三者にも説明できるようにしておいてください。
- 万一、選挙運動にあたるような発言があれば、教育委員会に報告してください。

VII 参考資料

【法律・通知など】

■総務省

○選挙権年齢の引下げについて

- 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成28年6月19日施行）
- 公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）（平成27年6月19日）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/

○インターネット選挙運動の解禁に関する情報

- 公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年5月26日施行）
- 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）（平成25年4月26日）
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

■文部科学省

- 通知「教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）」（令和3年10月15日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00020.html
- 副教材「私たちが拓く日本の未来」、副教材活用のための指導資料及び通知「高等学校等の生徒向け副教材『私たちが拓く日本の未来』等の公表について」（平成27年9月29日）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm
- 通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（平成27年10月29日）
- https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/11/08/1400523_17.pdf
- 通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）」（平成27年3月4日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/mext_02559.html

【選挙に関する情報など】

- なるほど！選挙（総務省）
https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/index.html
- 選挙制度や選挙結果等について（大阪府選挙管理委員会）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/shokai.html>
- 明るい選挙推進協会
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>

（令和6年4月25日現在のURL）

Ⅸ おわりに

公職選挙法等の一部を改正する法律が平成 28 年 6 月 19 日から施行され、いわゆる「18 歳選挙」が始まったことにより、これからの社会を担う世代が政治や社会に関心を持ち、積極的に参加していく機運を高める取組を一層進める必要があります。

府教育委員会では、少子高齢化社会が進展する中で、ようやく政治が若者の方を向いたと言える今回の法改正を契機として、若者の声を政治に反映させていくためにも、生徒たちには積極的に社会参加する意欲を持ち、責任ある社会人として日本の将来を背負ってもらいたいと考えています。

各学校においては、これまでも学習指導要領に基づき、政治的教養を育む教育が行われてきたところですが、今後より一層、生徒一人ひとりが自分の住んでいる国・地域の課題や政治などに関心を持ち、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする意欲や態度を育むとともに、政治に参加していくための教養を身に付けることができるよう、学校の実情に応じて工夫を重ね、政治的教養を育む教育を推進していただきたいと考えています。

一方で学校においては、「何をどの程度教えればよいのか指針がほしい。」「どのような政治活動が制限・禁止されるのか分かりづらい。」等の声があると聞いています。本ガイドラインには、副教材を活用する時期や指導時間数、生徒の選挙運動や政治活動にかかる指導のあり方など、国の副教材に書かれていない、もしくはより具体的に補完する内容を盛り込んでいます。

本ガイドラインは今後必要に応じて改訂していく予定ですが、各学校においては、ガイドラインを活用し、公職選挙法や政治的中立の確保などに留意しつつ、教員による講義形式だけではなく、ブレインストーミングやディベートなどを通じて、「正解が 1 つでない問いに取り組む学び」、「学習した知識を活用して解決策を考える学び」など、生徒が自らの考えを深めていくことができる学習に積極的に取り組んでいただくことを期待しています。

最後に、本ガイドラインの策定にあたり貴重な助言を頂いた、関西学院大学 森脇俊雅名誉教授、東洋大学 林大介助教のお二人に深く感謝申し上げます。